

事務連絡
令和2年(2020年)6月19日

放課後等デイサービス事業所 各位

八王子市福祉部障害者福祉課

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスに係る利用者負担の免除について(通知)

平素より、本市障害者福祉施策に御理解、御協力をいただき感謝いたします。

令和2年(2020年)6月18日に八王子市議会において、令和2年度補正予算が成立し、新型コロナウイルス感染症予防対策による特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用において、追加的に生じた利用者負担及び代替サービスの提供に係る利用者(八王子市で支給決定をしている方)負担を免除することが決定しましたので下記のとおりお知らせします。

記

1. 免除される利用者負担と対象期間

(1) 学校の臨時休業により追加的に生じた利用者負担

- ① 学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童のサービス利用に係る利用者負担
- ② 学校休業前から支給決定を受けていた児童について、学校休業によりサービス利用の増が生じ増加した報酬に係る利用者負担
- ③ 学校休業日前から利用していたサービスについて報酬単価が平日単価から休業日単価に切り替わることにより増加した報酬に係る利用者負担
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算を算定したことにより増加した報酬に係る利用者負担

◇対象期間 令和2年(2020年)4月1日から令和2年(2020年)6月30日まで

(2) 代替サービスの提供に係る利用者負担

都道府県等の判断により特別支援学校等が臨時休業した場合に、放課後等デイサービス事業所が電話等の方法により、児童の健康管理等を行った場合に算定される報酬に係る利用者負担

◇対象期間 令和2年(2020年)4月1日から当面の間

2. 手続き方法

利用者負担の免除に係る具体的な手続き方法については、厚生労働省、東京都から通知があり次第、別途ご連絡いたします。

3. その他

令和2年(2020年)3月2日から3月31日までの上記1(1)に係る利用者負担分につきましても免除を実施いたします。上記2と同様、手続き方法が示され次第、ご連絡いたします。

【問い合わせ】

八王子市福祉部障害者福祉課

1 について 援護担当 TEL042-620-7367

2.3 について 庶務担当 TEL042-620-7245